

# 立法の

# 弾指しく厳為不作

## 最高裁 民意重視 法改正促す

海外で暮らす日本人が最高裁判官の国民審査に投票できない現行法を違憲と判断した25日の最高裁大法廷判決は、国民主権の観点から審査権を行使する重要性を正面から認めた。国民審査法の改正を強く迫る内容だが、国会側の改正に向けた見通しは立たない。

### 国民審査制限 違憲判決

#### 「焦点」

現行憲法は、国会が作った法律が憲法に適合しているかどうかを最終的に決める「違憲立法審査権」を最高裁に与え、国会や内閣に対する司法のチェック機能を強化した。一方で、最高裁判官は国会に信任された内閣が任命・指名し、国民から直接選ばれるわけではない。

戦後、旧憲法を改正する草案作りを進めた連合国軍総司令部(GHQ)と日本側がこのような最高裁判官を審査する方法を検討する中、国会が承認する方法では政治が関与できる余地が大きくなるとの声が上がった。国民による直接投票(国民審査)の方式に落ち着いたとされる。大法廷も今回の判決で、国民審査の権利が憲法で保障されている事情として、最高裁に違憲立法審査権が付与されていることに言及した。国側は訴訟で「国民審査は議会制民主主義において不可欠の制度とは言えない」などと制度の意義を否定する

のような主張を展開したが、大法廷は三権分立の観点から国民が司法をチェックする制度の重要性を強調した。

訴訟では、今もブラジルに住む原告の一人が「次の国民審査も投票できない恐れがある」として、投票できない状況が続くことへの違法確認も求めた。これに対し、大法廷は「現行の国民審査法では、在外邦人の憲法上の権利に現実の危険が生じている。権利を侵害された後に裁判を起しても、その権利の回復はできない」と言及。現行の国民審査法は違憲とする判断に加えて「次の国民審査に投票できなければ違法となる」と明言し、国会に早急な法整備を迫った。

国民審査制度に詳しい明治大学の西川伸一教授(政治学)は「国民審査は民意を司法に反映させる制度で、選挙権と同様に重要であることは当然だ。裁判官15人全員が一致して違憲と示した意義は大きい。(最高裁裁判官

は) 罷免を求められる立場だけに、自分たちのこととして厳しく判断したようにも思える」と評価した。

ただ、過去に国民審査で罷免された最高裁判官は一人もいない。個々の有権者が罷免すべきだと考える裁判官の氏名の上に「X」を付け、X印が有効票の過半数に達した裁判官は罷免される仕組みだが、過去最高の

罷免率(X印の票が有効票に占める割合)でも15・17%にとどまる。「O」印を付けた票は無効となり、印のない票は事実上の信任票にカウントされるルールが分かりにくいという指摘もある。

こうした状況も踏まえ、西川教授は「辞めさせたい裁判官にXを付けるだけでなく、続けてもらいたい裁判官にOとする方式なら、国民は一人一人の裁判官に対してより真剣に考えるようになるのではないか。国民審査に投票した実感を持ちやすくなるような法改正を願いたい」と、国民審査制度自体の見直しも提言した。

# 都の時短命令は「違法」

東京地裁判決

毎日 5/17

## 不利益課す事情認めず

新型コロナウイルス対応の改正特別措置法に基づき、東京都の営業時間短縮命令で損害を被ったとして、東証スタンダード上場の飲食チェーン「グローバルダイニング」（東京都港区）が都に損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（松田典浩裁判長）は16日、不利益処分を課してもやむを得ないと言える程度の個別の事情があったとは認められない」として都の命令を違法と認定した。一方で、最初の命令で前例がなかったことなどから、小池百合子都知事の判断に過失があったとまでは言えないとして賠償請求は棄却した。

（25面に関連記事）

## 損害賠償請求は棄却

同社側は憲法が保障する「営業の自由」に反するなどとも主張したが、松田裁判長は「飲食店に対する時短営業の協力要請は、重要な感染対策の一つだった。特措法の規制は不合理な手段とは言えない」などとして「合憲」と判断した。同社側は即日控訴した。

2021年1月8日に2回目の緊急事態宣言が発令され、都は都内の全飲食店に午後8時までの営業時間

短縮の協力を要請したが、同社は深夜に及ぶ営業を継続。都は同3月18日、要請に従わない27店に30万円以下の過料を伴う時短命令を出し、うち26店は同社の運営店だった。その後、同社は宣言解除までの4日間、命令に従い、午後8時に閉店した。

判決は特措法が命令の発出を「特に必要があると認めるとき」に限定していることを重視。同社が感染対

策を徹底していた▽命令時、都内で約2000店が要請に従っていなかった▽当時は感染者が大幅に減少しており発令する合理的な説明がなされていない――

などと指摘し、発令要件を満たしていないと判断した。

同社側は裁判の目的は命令が違憲・違法であることの確認にあるとし、損害額

を1店舗当たり1日1円と設定した上で、26店の4日分に相当する計104円の賠償を求めている。

右崎正博・独協大名義教授（憲法）は「国や自治体による営業時間の短縮命令は私権を制限するもので、合理的な説明がないと違法になる」との判断は妥当。自治

体に慎重な判断を促しており、安易な時短命令に警告を発したと言える」と話している。

【遠藤浩一、遠山和宏】

## 持病のある1歳ワクチン後死亡

5/14 因果評価できず

厚生労働省は13日、ワクチンの安全性について評価する専門部会で、重い持病がある1歳の女児が先月、新型コロナウイルスワクチン接種後に死亡したと報告した。

医療機関から死因について「呼吸不全、心筋炎、心不全の疑い」と報告されたが、客観的な検査結果は乏しく、死因やワクチンとの因果関係の評価はできなかったという。専門部会は「接種体制に影響を与える重大な懸念は認められない」としている。

厚労省によると、女児は4月7日に1回目、同28日に2回目の接種を受けた。1回目は副反応がなかったが、2回目接種の翌日から容体が悪化し、30日に死亡したという。生まれた直後から人工呼吸器をつけ脳性まひなど重い持病があった。14年から長期入院していたという。【金秀蓮】

毎日 5/14

# ■きょうから4回目接種、60歳未満なぜ不要

# 真相深層

新型コロナウイルスのワクチンは一体何回打たなければならぬのか。こんな不安や不満を抱く方も多いだろう。「追加の追加」にあたる4回目接種が25日に始まる。59歳以下の現役世代や若者・子どもには当面不要になった。オミクロン型のまん延で社会全体の感染を抑え込む切り札とはならず、国は接種の意義を個人の重症化予防に絞り込んだ。

## 感染は不可避 重症化防ぐ



新型コロナウイルスのワクチン接種方針を議論する厚労省の分科会（3月）

染したとしても症状がひどくならないようにする。様々な感染症に対し、速なワクチン接種が感染予防接種をするかどうかは国が専門家の意見を踏まえて決めている。

法律上、義務化はできない。コロナのワクチンでは「努力義務」を課しているが、国民一人ひとりの健康と同時に社会を守るため、できるだけ接種してほしいという国のメッセージでもある。

この2年あまり、世界を揺らがした新型コロナのパンデミック。昨夏の

国内流行「第5波」が急速に収まったように、迅速なワクチン接種が感染拡大を阻んできたことは間違いないだろう。

効果期待できず

ただ、昨秋、感染力が強い一方で病原性の弱いオミクロン型が出現した。そして派生型という細かな変化を続けている。武漢型をベースに作ったワクチンの4回目接種では、以前のようないかなるものを抑える効果は期待できなくなっ

## 大量のワクチン使い道は

厚生労働省のワクチン分科会は4月27日、4回目接種について重症化リスクが高くなる60歳以上、並びに18歳以上で基礎疾患のある人に限るとした案を了承した。これまでの5歳以上の「全員接種」から方針転換したわけだが、決め手になったのがイスラエルなどの海外先行データだった。接種の直後には一時的に免疫力の指標となる中和抗体の値があがる。ただ、その持続性は1、2カ月程度しかない。「ブレイクスルー」と呼ぶ再感染もなくなる。ワクチンは減った抗体をその都度、補充するよう数カ月あけて頻繁に打つ類のものでもない。免疫学上、副作用などで「読めないリスク」も大きくなる。重症化する懸念が小さい現役世代が4回目の対象になるのはやはりおかし。

4回目接種について自治体からは「医療従事者が打つ必要はないか」「対象外でも感染を恐れ4回目接種を望む人もいる」との声があがる。ただ、接種目的を感染予防でなく重症化予防に変更したのだから、例外を認めれば混乱を招くだけだ。

今後、議論として浮上りそうなのが一律接種を前提に大量に確保したワクチンをどう使っていくかという問題だ。政府は米英4社と計8億8200万回分を調達する契約を結んでいる。計算上は1人7回打てる。その金額は2兆4000億円にものぼる。緊急下とはいえ多すぎないか。医療経費に詳しい五十嵐中・横浜市立大准教授は「足りすぎるよりも、足りないリスクを政治的に恐れた結果」とみる。

**費用「秘密保持」**

4月中旬、国内で使え

4種類目のワクチンとして米ノババックス製が承認された。その調達量は1億5千万回分。国民の5割以上が3回目接種をすでに終えており、ノババックス製の使い道は描いていない。不人気から1億2千万回のうち3分の1をキャンセルする羽目になった英アストラゼネカ製の二の舞いとならないのか。ワクチン調達費は「秘密保持契約」を理由に「不透明な予算」にもなっている。

パンデミックは終息せずに、一定の地域、期間で流行が繰り返される「エンデミック」に収束していくだろう。読み切れない不確定要素は残るが、高齢者は4回目を打てば終わりののか、59歳以下の人は3回目次は本当に必要なのか。中長期的なワクチン接種戦略をきちんと議論・検討する時期にきている。

（編集委員 矢野寿彦）



5/22

### 3社の今年生産量 使い勝手足かせ

# コロナ飲み薬 余剰1億人分

新型コロナウイルスの飲み薬の利用が進まず、供給余剰となる懸念が強まっている。英調査会社の分析によると、ファイザーなど主要3社の飲み薬の2022年の生産予定量は各国の購入量を約1億人分上回る。医療逼迫を防ぐ切り札として期待されたが、処方対象が重症化リスクの高い患者に限られるなど、使い勝手の悪さが足かせとなり、購入に慎重な国や地域も多い。

英調査会社エアインティによると、ファイザー、米メルク、塩野義製薬の3社合計で年内に1

億5800万人分のコロナ経口薬が生産される見通しだ。このうち各国政府などによる購入が決まったのは5800万人分と4割未満で、約1億人分の供給先が決まっていない。

供給余剰が最も多いのはファイザーの「パクスロビド」で、1億2000万人分の生産計画のうち7600万人分の提供先が決まっていない。同社によるとパクスロビドの1〜3月の売上高は15億ドルで年間目標（220億ドル）の10分の1以下にとどまる。

メルクの「モルスピラビル」は3000万人分の生産計画に対し、1700万人分の販売先が未定のまま。塩野義が開発中の新薬は被験者の募集が難航し承認申請が遅れた。国内では100万人分を供給することで厚生労働省と基本合意したが、国外向けの契約は決まっていない。

販売済みの飲み薬も「ごくわずかしが使われていない」（ファイザーのアルバート・ブーラ最

高経営責任者）。英国をはじめ一部の国では処方対象が国が指定した検査機関で陽性が判明した重症化リスクの高い患者に限られる。高脂血症薬など約40の薬と併用できない使い勝手の悪さも足かせだ。

米国はファイザー製を2000万人分購入したが、昨年12月の緊急承認から5月中旬までに供給されたのは330万人分。各国で承認されたパクスロビドの使用期限は12カ月で、利用が進まなければ期限を迎えた薬が廃棄される懸念もある。

各国も対応に動き始めた。バイデン米政権は飲み薬を処方できる薬局や医療機関の数を従来の2万カ所から4万カ所に倍増させる計画を4月末に発表。ニューヨーク市などはオンライン薬局を通じた自宅配送を拡充し、これまでに1万7500人以上を配布した。日本でも地域の拠点薬局の在庫上限を引き上げ、処方拡大を促す。（武田健太郎、ニューヨーク野村優子）

日経 5/22